

令和5年度大阪府相談支援従事者初任者研修（2日課程）募集要項

本研修は、社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号2）、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。

2 受講対象者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

※「相談支援従事者初任者研修5日課程または7日課程」、「障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の1日課程」を修了された方は、本研修の修了は必要ありません。

3 定員 600名

4 指定研修事業者

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号2)	大阪市障害者福祉・スポーツ協会 (指定番号3)
募集期間	令和5年7月7日（金）～ 令和5年7月18日（火）（予定）	令和5年4月10日（月）～ 令和5年4月24日（月）	令和5年11月6日（月）～ 令和5年11月17日（金）（予定）
研修期間	令和5年10月19日（木）～ 令和5年10月26日（木）（予定）	令和5年6月20日（火）～ 令和5年6月27日（火）	令和6年2月中旬（予定）

5 研修日時・場所

研修は下記の期間、方法で開催します。

1 日目	全体講義	実施方法：オンラインにて実施 配信期間：令和5年6月20日（火）9：00～令和5年6月27日（火）17：00（期間中夜間視聴可能） 配信方法：YouTube（限定配信） 内容：10講義（視聴時間12時間程度） ＊上記配信期間中に全て視聴し、講義動画視聴レポートを提出（郵送）していただきます。
2 日目		

※全体講義は映像配信をWEB配信しますので、視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。
 長時間の動画視聴となりますので、Wi-FiもしくはLANケーブル接続環境での視聴を推奨します。
 （インターネット環境がご準備できない又は環境が整わない場合は事務局までご相談ください。）
 配信方法等の詳細については、受講決定者にテキストと一緒に送付します。

※全講義の視聴が可能であることを前提にお申込みください。

6 申込みの流れ

1 準備

- ・「学則」「募集要項」「申込手順」を確認のうえ、別紙1「推薦書（2日課程）」（以下 推薦書）を当法人HPよりダウンロード
- ・「推薦書」をPDF・JPEG等にデータ化しておく（ファイル名は申込者氏名）
- ・サービス管理責任者等として配置予定事業所からの推薦を得る（推薦書に記入・押印）
（受講推薦が得られない場合は推薦書に申込者氏名、生年月日、及び受講申込者署名欄のみ記入）

2 「申込フォーム」に必要事項を入力の上、「推薦書」を添付し、データを送信

- ・別紙「申込手順」でご確認ください。

※推薦書を申込フォームにデータで添付（推薦がなく署名欄記入のみの方も同様）

※入力内容確認画面を控えとして、画面を保存または印刷してください。

※添付していただいた「推薦書」は、受講決定者の方には講義レポート提出時に、別紙1「推薦書（2日課程）」の原本を提出していただきますので、大切に保管してください。

※『送信』ボタンを押下し、受付が完了すると「@sfj-osakanet」からメールが届きます。

※記入・入力に不備があった場合、申込受付ができませんので、漏れのないように記入・入力してください。

受付締切日時：令和5年4月24日（月）16：30

※先着順ではございません。また、申込期日を過ぎた場合の受付は一切できません。

※申込フォームによる申し込みができない方は、別途ご相談ください。

（下記 11. 研修に関するお問い合わせ先参照）

7 受講費用 15,000円（税込）

※「振込先」・「振込方法」等は、受講決定通知に同封して送付いたします。

領収書の発行はいたしません。銀行・郵便局からのお振込み控えをもって、領収書にかえさせていただきます。

なお、納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金いたしませんのでご了承ください。

※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

8 受講者の決定及び通知

*受講決定の可否については、郵送にてお知らせいたします。お電話、メール等でのお問合せには一切お答えできません。

***5月25日（木）頃に発送予定**です。5月30日（火）を過ぎても届かない場合は、研修事務局へお問合せください。

（申込状況等により、発送日が前後する場合がございますのでご了承ください）

9 受講者選考について

※受講申込者が定員を超えた場合は「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」により、以下の優先順位に基づいて受講を決定します。

※大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を優先し、優先順位の高い受講申込者から順に受講決定します。

※受講者選考は、受講申込者が事業所に配置される状況に基づき決定します。申込フォームの「4. サービス管理責任者・児童発達管理責任者として従事する予定の事業所について」「5. 事業開始および受講申込者の配置について」は必ず配置予定の事業所に状況を確認の上、記入してください。

※法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の入力内容を確認のうえ、別紙1「推薦書（2日課程）」に記入し、法人・企業等が代表者印を押印のうえ、「申込フォーム」にデータ化したものを添付し提出してください。なお、配置予定の法人・事業所から推薦が得られない場合は申込フォームの「6. 推薦について」に必ず理由を選択してください。

※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。

■優先順位について

- ① 【基礎研修修了後、既に1人目サービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定のもの】

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）に定めるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、受講申込者が当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たすもの

- ② 【基礎研修修了後、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早いもの（令和5年度以降の落選回数を加味）】

当該年度の基礎研修を修了後、2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早いもの（同等の場合は、落選回数を加味する。）

- ③ 【交代要員】

サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとするもの

- ④ 【その他】

上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

10 研修の修了及び修了証書

講義動画を全て視聴し、講義動画視聴レポートを提出された方に修了証書を交付します。

※講義動画視聴レポートを提出されなかった場合は、修了証書を交付できません。

※講義動画視聴レポート内容が不良の場合も、修了証書を交付できない場合があります。

※講義動画視聴レポートに虚偽が判明した場合は受講決定や研修修了の取り消し等の措置をとることがあります。

※申込内容に虚偽が判明した場合は、受講決定や研修修了の取り消し等の措置をとることがあります。

11 研修に関するお問合せ先

・住所 〒542-0012

大阪府大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館3階

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 研修事務局

・お問合わせメールアドレス：work-shop@sfj-osaka.net

・電話：06-6718-7288 ・Fax：06-6718-7131

※受付時間：土・日・祝を除く 9：15 ～ 17：15

※研修に関するお問合せは、緊急時を除き、可能な限りメールにてお問合せください。